

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	食品関連事業者による定期報告制度
担当部局	農林水産省総合食料局食品産業企画課
評価実施時期	平成19年6月
規制の内容・目的	<p>【内容】 食品廃棄物等を一定量以上発生させている食品関連事業者に対し、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関する定期報告義務を課すこととする。</p> <p>【新設・改正の目的】 対象となる食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の取組状況を把握し、事業者に対する適宜適切な指導監督を行う。</p> <p>【新設・改正の必要性】 食品関連事業者の再生利用等の実施率は、平成13年の37%から平成17年度の52%へと着実に上昇してきているが、個々の食品関連事業者の取組でみると、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第3条の基本方針で定められている水準（20%）を達成している事業者の割合は全体で約2割弱、食品廃棄物等の年間発生量が100t以上の事業者に限っても3割弱と非常に低い水準で推移している。 今後、食品関連事業者による再生利用等への取組を強力に促進させるためには、主務大臣による指導監督が重要であるが、現状では、再生利用等の取組が遅れていると思われる事業者に対し、個別に食品リサイクル法第23条に基づく報告徴収等を行い、客観的事実を把握した上でないと指導監督に踏み切れない状況である。 したがって、事業者の取組が遅れているか否かの情報は、別途、地方農政事務所の巡回点検指導や業界に対する任意の聞き取り調査等により把握する必要があり、食品関連事業者全般にわたって一律にその情報を把握することが困難となっている。</p> <p>【根拠条文】 食品リサイクル法第9条（新設）</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">定期報告を踏まえた要否判断の結果、取組が著しく不十分と認められた事業者については、直ちに食品リサイクル法第23条の報告徴収又は立入検査を行い、勧告等状況の改善のための措置をとることが可能となる。優良な取組事例及び平均的な事例については、業種・業態ごとにその数値や取組内容を公表すること等により、業種全体の取組の促進・深化を促すことが可能となる等の

	効果も期待できる。
想定される負担	<p>規制の遵守に係る負担</p> <p>今回の改正により、食品廃棄物等を一定量以上（年間100t以上）発生させている食品関連事業者においては、毎年度、食品廃棄物等の発生量、当該年度に実施した再生利用等の方法及び量等について報告する負担が生じる。</p> <p>行政の負担</p> <p>事業者からの報告の接受・内容把握及び整理等の業務遂行に伴う負担が生じる。</p> <p>なお、本定期報告制度の創設によって、地方農政事務所が各事業者を訪問し取組状況の把握等を行っていた調査点検業務の負担は軽減されることが見込まれるため、業務量の増加分は相殺されるものと見込まれる。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>食品関連事業者の取組状況に関する情報の収集に関して、仮に食品廃棄物等を一定量以上（年間100t以上）発生させている全ての食品関連事業者に対し食品リサイクル法第23条の報告徴収を行うこととした場合、元来、具体的な指導、勧告等を行う事前手続として、その十分な証拠固めや裏づけを行う観点から措置されている、再生利用等の状況全般についての詳細な事項に関する報告の負担を当該事業者に対して一律に課すこととなり、事業者及び行政にとって過大な負担が生じるおそれがあり、妥当でないと考えられる。したがって、毎年度、食品廃棄物等の発生量、当該年度に実施した再生利用等の方法及び量等規定する事項について食品廃棄物等を一定量以上(年間100t以上)発生させている食品関連事業者に対し、報告義務を課すこととする。</p>
備考	
レビューを行う時期	<p>平成23年度</p> <p>(食品リサイクル法附則に基づく同法の見直し時期：平成24年(改正法の施行から5年を経過した時点))</p>

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	再生利用事業計画認定制度の見直し
担当部局	農林水産省総合食料局食品産業企画課
評価実施時期	平成19年6月
規制の内容・目的	<p>【内容】 再生利用事業計画の内容として、特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項を位置づけ、認定の要件として、食品関連事業者による特定農畜水産物等の一定量以上の利用が確保されていることを追加するとともに、認定計画に基づく収集運搬については、個別の収集先店舗のある市町村ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする。</p> <p>【新設・改正の目的】 食品関連事業者による特定農畜水産物等の一定量以上の利用の確保を義務付けることにより、リサイクルされた製品及びこれを利用して生産された製品の利用まで含めて的確なリサイクルが行われることを確保する。</p> <p>【新設・改正の必要性】 食品循環資源の再生利用を進める上で、取組が特に遅れている食品小売業や外食産業等の食品流通の「川下」に位置する事業者の取組を促進することが大きな課題となっているが、これを支援する手法である現行の再生利用事業計画制度については、まったく利用が進んでいない。 これは、外食産業や食品小売業等の事業者は複数店舗を有する場合が多いが、多数の店舗から少量ずつ分散して発生する食品循環資源を再生利用を行う場所に運搬する場合には、店舗のある市町村ごとの廃棄物処理法の許可を受けた収集運搬業者に収集を委託しなければならないことから、荷卸しを行う区域を管轄する市町村の許可を不要としただけでは、特にメリットがなかったことが原因と考えられる。 また、農林漁業者側からみると、特定肥飼料等を利用して生産された農畜水産物等の利用に関しては特段の措置が無いことから、計画への参加インセンティブが乏しかったという事情もある。</p> <p>【根拠条文】 食品リサイクル法第19条、第20条及び第21条</p>
期待される効果	<p>・ リサイクルされた製品（肥飼料等）及びこれを利用して生産された製品（農畜水産物等）の利用まで含めて的確なリサイクルを確保するとともに、リサイクルに関係する人・モノの全体の流れを通じた処理の適正化及び物流の安定化（リサイクル・ループの構築）が図られる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 計画の認定を受けた場合には、計画に位置づけられた収集運搬業者について廃棄物処理法第7条第1項の市町村の許可を不要とする特例を設けることにより、食品関連事業者が行う収集運搬の低コスト化・効率化の取組の円滑化が図られる。
想定される負担	<p>食品関連事業者は、再生利用事業計画の認定を受けようとする場合には新たに、特定農畜水産物等の一定量以上の利用の確保が義務付けられることとなるが、廃棄物処理法の規制緩和と比較してメリットが大きいと判断した食品関連事業者のみが農畜水産物の利用を行い、認定制度を活用する仕組みであることから、食品関連事業者にとって負担となることはないと考える。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>利用されていない現行認定計画の見直しを行わなかった場合、食品循環資源の再生利用を促進するための措置が形骸化する懸念が生じる。</p>
備 考	
レビューを行う時期	<p>平成23年度 (食品リサイクル法附則に基づく同法の見直し時期：平成24年(改正法の施行から5年を経過した時点))</p>